

(記入上の注意)

1. 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
2. 許可年月日は、許可証に記載されている**有効期間の開始年月日**を記入すること。
3. 変更内容欄には、第 159 条の 19 第 1 項各号に掲げる事項のうち、変更のあった日から 30 日以内にこの更新申請書を提出する場合は、当該変更のあった事項について記載すること。また、第 159 条の 20 第 1 項各号に掲げる事項についてこの更新申請書を提出する際に変更の予定がある場合は、当該変更の予定がある事項について記載すること。
4. 店舗販売業において、薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者に変更があった場合のうち、新たに当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者となった者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。また、店舗販売業の許可を受けた者及び店舗販売業の管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の住所に変更があった場合には、変更内容欄の変更事項の箇所^{箇所}に当該薬剤師又は登録販売者の氏名を記載の上、前回の届出時に記載した当該薬剤師又は登録販売者の住所を同欄の変更前の箇所^{箇所}に、この更新申請書を提出する時の当該薬剤師又は登録販売者の住所を同欄の変更後の箇所^{箇所}に記載すること。
5. 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
6. 住居表示に関する法律等により、市町村名、番地等に変更のあったときは、備考欄にその新旧を朱書すること。
7. **許可証**を添付すること。
8. 手数料は、**現金窓口払い**とする。
9. **有効期間の満了 1 ヶ月前まで**に申請すること。

(提出先等)

豊田市保健所へ各 1 通提出すること。